



広報わたらい

No. 72

昭和41年10月25日
(別紙)

行会集 村庁
度集 村課
発編 報
重 廣
三 廣

目次

条例

条例

(十月二日公布)

- 村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例：(条例第三十四号)
- 度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例：(条例第三十五号)
- 度会村国民健康保険条例の一部を改正する条例：(条例第三十六号)
- 度会村診療所設置条例の一部を改正する条例：(条例第三十七号)
- 度会村営林道工事事業分担金徴収条例の一部を改正する条例：(条例第三十八号)
- 度会村保育所設置条例の一部を改正する条例：(条例第三十九号)

●度会村条例第三十四号

村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例の公布する。

昭和四十一年十月一日

三重県度会村長 大野 真 資

村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例

村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例(昭和三十四年度度会村条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

- 「村 長月額 六八、〇〇〇円
 - 助 役員月額 五三、〇〇〇円を
 - 収入役月額 五〇、〇〇〇円」
 - 「村 長月額 七二、〇〇〇円
 - 助 役員月額 五六、〇〇〇円
 - 収入役月額 五三、〇〇〇円」
- に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

理由

昭和四十一年三月十八日付で度会村特別職報酬等審議会からの答申書に基き改訂したので、本案を提案するのが提案理由である。

●度会村条例第三十五号

度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の公布する。

昭和四十一年十月一日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

度会村報酬および費用弁償等に関する条例(昭和三十六年度会村条例第十号)の一部を次のように改正する。

交通安全対策協議会委員	日額五〇〇円
-------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●度会村条例第三十六号

度会村国民健康保険条例の一部を改正する条例の公布する。

昭和四十一年十月一日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村国民健康保険条例の一部を改正する条例

度会村国民健康保険条例(昭和三十四年度会村条例第八号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(助産金)

第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の出産した新生児に対し、出生記念として新生児氏名の名儀で二千元を郵便貯金証書により交付する。

第八条を次のように改める。

(葬祭費)

第八条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なうものに対し、葬祭費として二千元を支給する。

附 則

この条例は、昭和四十一年十月一日から施行する。

●度会村条例第三十七号

度会村診療所設置条例の一部を改正する条例の公布する。

昭和四十一年十月一日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村診療所設置条例の一部を改正する
条例

度会村診療所設置条例（昭和三十一年度
会村条例第二号）の一部を次のように改正
する。

第一条第二項中「度会村第二診療所 度
会村中之郷一、二三五番
地」を削る。

第三条中 一 所長一名 を削る
一 医師一名

第五条第一号中「昭和二十六年厚生省告
示第二八号」を「昭和三十三年厚生省告示
第七十七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●度会村条例第三十八号

度会村営林道工事業分担金
徴収条例の一部を改正する条
例

右公布する。

昭和四十一年十月一日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村営林道工事業分担金徴収条例の
一部を改正する条例

度会村営林道工事業分担金徴収条例

（昭和三十八年度会村条例第十八号）の一
部を次のように改正する。
第一条中「第二十七条第一項」を「第
二百二十四条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●度会村条例第三十九号

度会村保育所設置条例の一部
を改正する条例
右公布する。

別 表

機 関 名	名 称	位 置
度会村南中村保育所	た ち か ら 園	度会村南中村一、二六〇番地
度会村棚橋保育所	聖 心 大 童 園	度会村棚橋 一、四一六番地
度会村長原保育所	た ち か ら 園	度会村長原 四九五番地
度会村中之郷保育所	ひ な づ づ る 園	度会村中之郷一、〇二四番地

附 則

この条例は、昭和四十一年十月五日から施行する。

昭和四十一年十月一日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村保育設置条例の一部を改正する条
例

度会村保育所設置条例（昭和三十一年度
会村条例第十八号）の一部を次のように改
正する。

別表第一及び別表第二を削り、附則の次
に次の表を加える。